

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 28

検討項目	公聴会の公述人
論点	□公述人の規定をどうしますか。

参考:他の自治体では

公聴会については、手引き No.5 にて掲載しており、既に市民参加手続の手法のひとつとして条例中に規定していくことで検討委員会での結論が出ているところです。ここでは、運用に当たり、公述人の規定について検討します。

◆公聴会の公述人

公聴会で意見を述べることを公述人といいます。

参考にした他自治体のうち、流山市と和光市が公聴会を規定しています。

流山市は条例において、和光市は規則において規定しています。

岩倉市ではどのように規定していくのかがここでの論点です。

	流山市	和光市
公述人の規定	条例	規則

●流山市条文

(公述人の決定)

第16条 公聴会に出席して意見を述べようとする市民等は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出なければなりません。

2 市は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができます。

3 公聴会において意見を述べる者ができる者(以下「公述人」という。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の学識経験を有する者の中から市が決定します。この場合においては、当該案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

4 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者(公述人として決定しなかった者を除く。)及び第2項の規定により公述人とした学識経験を有する者に対し、その旨を文書で通知しなければなりません。

5 市は、公述人を決定したときは、第1項の規定により申出を行った者のうち、公述人として決定しなかった者に対し、文書でその旨を通知しなければなりません。

(公述人の義務)

第17条 公述人が公聴会において発言しようとするときは、公聴会の議長の許可を得なければなりません。

2 公聴会における公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはなりません。

3 公聴会における公述人の発言がその範囲を超え、又は公聴会において公述人に不穏当な言動があるときは、公聴会の議長は、発言を制止し、又は退席させることができます。

4 公述人は、公聴会において公聴会の議長に対して質疑をすることができません。

参考:他の自治体では

(公聴会における代理人又は文書による意見の陳述)

第18条 公述人は、公聴会において代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができません。ただし、公聴会の議長が特に許可した場合は、この限りではありません。

(公聴会の議事等)

第19条 公聴会は、市が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

2 公聴会の参加者は、公聴会を進行させるための公聴会の議長の指示に従わなければなりません。

3 公聴会の議長は、公述人に対して質疑をすることができます。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市に報告しなければなりません。

5 市は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を不開示情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

参考:岩倉市の場合

この検討委員会で検討済みの条文案は以下のとおりです。

定義のほか、公聴会の開催では、第2項で公聴会の中止について、第3項で議長の指名と主宰について、第4項及び第5項で結果の報告と公表について記述されています。

(案)

(定義)

公聴会 執行機関が政策形成等に当たり、その案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。

(公聴会の開催)

第●条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表しなければなりません。

(1) 公聴会の開催の日時及び場所

(2) 政策等の案及び案に関する資料

(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲

(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。

3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市長に報告しなければなりません。

5 執行機関は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [住民投票編]

No. 29

検討項目	住民投票の未検討事項
論点	□各事項を条文に規定しますか。規則に委ねても良いですか。

参考:他の自治体では

住民投票については、手引き No. 13～20 において、既に検討したところでは、ここでは、住民投票の運用に関わる事項について①～⑮を挙げています。

- (1) 高浜市、大和市、日進市、厚木市、多治見市、名張市は、①～⑮の事項の大半を住民投票条例の条文中に規定しています。
- (2) 和光市は「和光市市民参加条例」、大口町は「大口町まちづくり基本条例」の中で住民投票を規定しているため、条例で規定しているのは必要最低限の事項のみとなっており、①～⑮の事項の大半を規則で規定しています。

岩倉市は、既に検討委員会の議論にて、住民投票は、市民参加手続のひとつの手段として、(仮称)市民参加条例の中で規定していくことと決定しています。ここでの論点は、①～⑮の事項を条例に規定するかどうか、またその内容をどうするかということになります。

(以下、各事項の説明は大和市住民投票条例を参照しています。)

①住民投票の執行

- ・自治基本条例で「市長は、住民投票を実施することができる」と規定しており、住民投票の執行者は市長になります。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
市長による執行	○	○	○	○	○	○	○	—

②選挙管理委員会の事務

- ・投票資格者名簿の調製や管理、投票・開票の事務手続きなどは選挙とほぼ同様です。選挙におけるこれらのノウハウをもつ選挙管理委員会にその事務を委任することが効率的です。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
選管に委任	○	○	○	○	○	○	○	—

③要旨の公表等

- ・住民投票の実施が決定したときは、市長は、公告やホームページなどでその要旨を公表します。同時に事務を委任する選挙管理委員会に通知します。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
要旨の公表	—	○	—	—	—	—	—	—

④代表者証明書の交付等

- ・住民請求する者は、実施請求書により請求するとともに、請求代表者の申請をします。市長は申請者が投票資格者であることを確認し、代表者証明書を交付し、かつ告示します。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
代表者証明	—	—	○	—	—	—	—	—

参考:他の自治体では

⑤投票資格者名簿の調製

- 投票資格者名簿の調製や保管は、選挙管理委員会が行います。
- 投票資格者名簿は、住民投票を実施する都度調製するのではなく、登録・変更・抹消などを加えることにより期間を限らず効力を有するものとし、住民投票を実施する際には常にこの名簿を使用します。これは、選挙における永久選挙人名簿の制度に準じるものです。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
選管による調整、保管	○	○	○	○	○	○	—	—
調整の時期	3月、6月、 9月、12月	毎年10月	—	—	—	毎年10月	—	—

⑥住民投票の請求に必要な署名数の告示

- 選挙管理委員会は、投票資格者名簿の登録を行ったときは、住民投票の請求に必要な署名数を告示します。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
署名数の告示	○	○	—	—	—	○	—	—

⑦住民投票の期日

- 住民投票の実施が決定してから時間が経過しすぎると住民の関心が薄れてしまう可能性があります。一方、事案に対して住民の理解が不足しているうちに投票を行えば、判断を誤る恐れがあります。
- 十分な判断基準をもち、熟考のうえ投票してもらうためには、投票運動や情報提供を通じて活発な議論をする期間が必要であり、投票日は、市長から住民投票の実施の通知を受け、選挙管理委員会が定めます。（各自治体により通知から投票日までの範囲は異なります。）
- 選挙管理委員会は、投票日を定めたときは告示します。投票日の「20日前までに」というのは、地方自治法の規定による議会の解散などの住民投票を行う場合と同じものです。
- 住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができます。
- これは、公職選挙法の規定により、選挙人以外は選挙の投票所へ入れないため、選挙と住民投票を同日に実施すると選挙権を持たない者には別に投票所を設けなくてはならなくなること、また、戸別訪問は選挙では禁じられていますが、住民投票では自由となっており、戸別訪問をした場合にそれが選挙運動のためのものなのか、住民投票の投票運動のためのものなのか外見からは区別がつきにくく、選挙違反の取締りが困難になることなどの理由によります。
- 選挙管理委員会は、投票日を変更した場合は速やかに告示します。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
投票期日の確定 (通知から○日以内)	60日以内	90日以内	30～90日 以内	30～90日 以内	30～90日 以内	30～90日 以内	—	—
投票日の告示 (投票日の○日前)	7日前 まで	20日前 まで	20日前 まで	7日前 まで	7日前 まで	7日前 まで	—	—
投票日の 変更の告示	7日前 まで	速やかに	速やかに	直ちに	—	7日前 まで	—	—

参考:他の自治体では

⑧投票所等

- 投票所と期日前投票所の場所は、選挙管理委員会が定めますが、基本的には直近に行われた選挙の投票所と同様とします。
- 選挙管理委員会は、投票所を告示します。期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示します。投票日の「5日前までに」というのは、公職選挙法の規定による選挙の投票日の告示と同じものです。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
投票所	○	○	○	○	—	○	—	—
投票所の告示	5日前まで	5日前まで	5日前まで	—	—	5日前まで	—	—

⑨投票資格者でない者の投票

- 投票資格者名簿に登録されていない者は投票できません。
- 投票資格者名簿に登録されていても、転出者など、投票日の当日に投票資格を有しない者は投票できません。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
未登録者	○	○	○	—	○	○	—	—
登録されていても当日に投票資格を有しない者	—	○	—	—	○	○	—	—

⑩投票の方法

- 住民投票は、選挙と同様に1人1票の秘密投票とします。秘密投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。
- 投票方法は、投票用紙に「賛成」「反対」などと記載するのではなく、あらかじめ「賛成」「反対」などの選択肢が印刷された欄に○印を記載することとします。記載方法を簡単にすることにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮が期待されます。
- 身体の故障や字が読めないことなどにより自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができます。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
1人1票秘密投票	○	○	○	○	○	○	—	—
投票用紙への記載方法	所定の位置に○を記載	所定の位置に○を記載	賛成に○、反対に×を記載	所定の位置に○を記載	所定の位置に○を記載	所定の位置に○を記載	—	—
代理投票	○	○	○	○	○	○	—	—
点字投票	—	—	○	○	○	—	—	—

参考:他の自治体では

⑪投票所における投票

- 選挙人の投票の手續きに関しては、公職選挙法で、選挙の当日投票しなければならないこと、本人が自ら投票所に行き投票をしなければならないこと、選挙人名簿又はその抄本との対照を経て投票しなければならないことを定めていますが、住民投票においても同様の手續きを規定するものです。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
当日、自ら投票所にて名簿の抄本を経て投票	○	○	○	—	○	○	—	—

⑫期日前投票・不在者投票

- 職務や疾病などにより投票日に投票所へ行けない者や身体に重度の障害がある者は投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票と不在者投票の制度を住民投票にも設けます。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
期日前投票	○	○	○	○	○	○	—	—
不在者投票		規則委任	規則委任		規則委任			

⑬無効投票

- 住民投票において、無効となる投票を規定したものです。
- の記号を記載せずに、◎や●などと記載した場合は無効となります。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
無効投票	○	○	○	○	○	○	—	

⑭投票結果の告示等

- 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは直ちに告示し、同時に市長に報告します。
- 市長は、住民請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、住民投票の請求代表者にその内容を通知します。
- 市長は、議会請求により実施した住民投票の結果の報告を受けたときは、市議会の議長にその内容を通知します。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
結果の告示	○	○	○	○	○	○	—	○
住民請求代表者に通知	○	○	○	○	○	○	—	○
議長（議会）へ通知	○	○	○	○	○	○	—	○

⑮投票及び開票

- 住民投票の投票及び開票に関してこの条例に定めがないものについては規則で定めるほか、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例によることとします。

	高浜市	大和市	日進市	厚木市	多治見市	名張市	和光市	大口町
投票及び開票	○	○	—	○	—	—	—	—